

決議案第1号

参議院議員選挙制度における合区の解消に関する決議について

参議院議員選挙制度における合区の解消に関する決議を別紙のとおり提出する。

平成28年12月19日提出

勝山市議会議員

倉田 源右エ門

田中 三津彦

丸山 忠男

参議院議員選挙制度における合区の解消に関する決議

日本国憲法が昭和21年11月3日に公布されて以来、今日に至るまでの70年間二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

しかし、一票の格差を「違憲状態」とする最高裁判所の判例を踏まえた選挙制度改革により、去る7月10日に県をまたいでの合区による選挙が実施された。

県ごとに集約された地域の声は、各県独自の問題を抱えており、隣県といえども相容れない課題も存在している。

また、地方が、都市部への人口流失に歯止めをかけるために努力を重ねている一方で、単純な人口割のみでの選挙区割は、地方からの選出議員が減少することは明らかであり、そのことにより多様な地方の意見が参議院を通じて国政に反映されにくくなると予想される。その結果、さらに地方と都市部の格差を生むことになると思われ、今回の合区は地方を軽視した制度と言わざるを得ない。

現に、今回合区による選挙が行われた選挙区においては、投票率の低下や自県を代表する議員が出せないなどの問題から合区解消を求める声が大きいものになっている。

我が国が直面する急激な人口減少問題への対応も含め、この国のあり方を考えていく上でも、多様な地方の意見が、国政の中にしっかりと反映されていく必要があることは言うまでもない。

今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置として、公職選挙法の附則において抜本的な見直しが規定されていることからも、枠組みの見直しや面積要件などの議論を進め、合区を早急に解消する措置が講じられるよう強く求める。

以上決議する。

平成28年12月19日

福井県勝山市議会